

令和8年度保育料（利用者負担額）について【1号】

1. 保育料算定方法

保育所・認定こども園・幼稚園の保育料は、保護者の住民税（均等割・所得割額）によって算定します。また、年度の途中で住民税の対象年度が変わります。

令和8年4月～令和8年8月分の保育料：令和7年度の住民税
令和8年9月～令和9年3月分の保育料：令和8年度の住民税

なお、修正申告等で税額変更の手続きを行った場合は、翌月から保育料が変更になり、追徴になる場合もあります。

2. 保育料軽減について

2-1) 保育料の基本条件

【対象：2号認定(学年齢3～5歳児)】

保育料無償化に伴い、2号認定（保育区分）子どもの利用料は無料です。
給食費（主食費・副食費）は保護者負担のため、園へお支払いください。

【対象：1号認定】

保育料無償化に伴い、1号認定（教育区分）子どもの利用料は無料です。
給食費（主食費・副食費）は保護者負担のため、園へお支払いください。

3. 副食費の免除について【無償化対象者】

副食費は原則保護者負担ですが、次の方は副食費が免除されます。

1. 年収360万円未満相当世帯の子ども
(1号認定：C階層以下、2・3号認定：市町村民税所得割額57,700円未満【D1階層の一部】)
2. 1号認定（教育区分）は小学校3年生以下（学年齢8歳以下）の子どもから数えて第3子以降の子
3. 2・3号認定（保育区分）は年長児以下（学年齢5歳以下）の子どもから数えて第3子以降の子

令和8年度 保育料（利用者負担額）基準額表

単価：円

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分				利用者負担額 (月額)
階層区分	定義			
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯			0円
B	A階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯 又は 市町村民税均等割課税世帯	母子等	0円
			一般	0円
C		市町村民税所得割課税額 77,100円以下	一般	0円
D1		市町村民税所得割課税額 77,101円以上 211,200円以下		0円
D2		市町村民税所得割課税額 211,201円以上		0円

色付部は副食費が免除
されます。

市町村民税所得割課税額
77,101円未満

注 1 各保育料表の年齢は、学年齢です。

例)年度途中で満3歳(2号)になっても、学年齢2歳(3号)の料金となります。

注 2 市民税額は、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)を控除する前の税額で算定します。

注 3 幼稚園・認定こども園の保育料の決定は市が行いますが、支払い先は、各園です。

注 4 園によっては、別途絵本代などの実費徴収がある場合もあります。

注 5 住所変更及び婚姻・離婚等により家庭の状況に変更が生じた場合は、速やかに担当課へ届け出をしてください。

注 6 住所が同じ祖父母が家計の主たる者と判断される場合(保護者の総収入額が150万未満の場合)その方の課税額を含め算定を行います

お問合せ先(担当課)

菊池市役所 子育て支援課 0968-25-7214 旭志支所 市民生活課 0968-25-3331

七城支所 市民生活課 0968-25-1060 泗水支所 市民生活課 0968-25-2150